

紀南環境広域施設組合規則第3号

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「第2条」を「第3条」に改め、「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。